

【条例】東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第111号）

【規則】東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第141号）

【要領】東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（24福保高介第1882号）

（☆は準用を示す）

条例	規則	要領
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第12章 福祉用具貸与</p> <p>第1節 基本方針（第248条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第249条・第250条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第251条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第252条—第262条）</p> <p>第5節 基準該当福祉用具貸与に関する基準 [略]</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第二号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、<u>東京都の区域（八王子市を除く区域をいう。）</u>における指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第12章 福祉用具貸与（第64条—第67条）</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第111号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第二号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「居宅基準」という。）については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第111号。以下、「居宅条例」という。）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第141号。以下「居宅規則」という。）に、法第115条の4第1項及び第2項の規定に基づく「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「予防基準」という。）については、東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年東京都条例第112号。以下「予防条例」という。）及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第142号。以下「予防規則」という。）により定めるところである。この要領は、居宅条例、居宅規則、予防条例及び予防規則の施行について必要な内容を定めるものとする。</p> <p>第1 居宅条例及び予防条例の性格</p> <p>1 居宅条例及び予防条例は、指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に</p>

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この規則において「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数</p>	<p>係る措置を採るよう命令することができるものであること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。</p> <p>① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき</p> <p>イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき</p> <p>ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき</p> <p>② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき</p> <p>3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとする。</p> <p>4 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。</p> <p>第2 総論</p> <p>1 事業者指定の単位について</p> <p>事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとする。ただし、<u>同一法人に限り</u>別に定める要件を満たす場合、この限りではない。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>居宅条例第2条及び予防条例第2条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれて</p>
---	--	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>一 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。</p> <p>二 指定居宅サービス事業者 法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。</p> <p>三 指定居宅サービス 法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。</p> <p>四 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る利用者が負担すべき対価をいう。</p> <p>五 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該費用の額）をいう。</p> <p>六 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合における当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。</p> <p>七 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p>	<p>で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p>	<p>いる用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。</p> <p>(1) 「常勤換算方法」</p> <p>当該指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所の従業者の勤務延時間の総数を、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（<u>週32時間</u>を下回る時間数を定められている場合は、<u>週32時間</u>を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。</p> <p>この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。</p> <p>(2) 「勤務延時間数」</p> <p>勤務表上、当該居宅サービス事業又は介護予防サービス事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。</p> <p>(3) 「常勤」</p> <p>当該指定居宅サービス事業所又は介護予防サービス事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（<u>週32時間</u>を下回る時間数を定められている場合は、<u>週32時間</u>を基本とする。）に達する勤務体制を定められていることをいう。<u>ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を週30時間として取り扱うことを可能とする。</u></p> <p><u>また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられる管理者の職務については、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を</u></p>
--	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

		<p>満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p> <p>(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。</p> <p>(5) 「前年度の平均値」(居宅規則第31条第3項、第44条第2項、第57条第3項及び第61条第3項関係)</p> <p>〔略〕</p> <p>3 指定居宅サービスと指定介護予防サービス等の一体的運営等について</p> <p>指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業を行う者が、指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等に該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの各事業と指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等の各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行うことができることとされたが、その意義は次のとおりである。</p> <p>例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、指定介護予防サービスにおいても、訪問介護員等を常勤換算方法で2.5人以上配置しなければならないとされているが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、合わせて常勤換算方法で5人以上を置かなければならないという趣旨ではなく、常勤換算方法で2.5人以上配置していることで、指定居宅サービスに該当する訪問介護も、指定介護予防サービスに該当する訪問介護も、双方の基準を満たすこととするという趣旨である。</p>
--	--	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定居宅サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定居宅サービス事業者は、地域との結び付きを重視した運営を行い、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第12章 福祉用具貸与 第1節 基本方針 (基本方針)</p> <p>第248条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条第12項の規定により厚生</p>	<p>第12章 福祉用具貸与</p>	<p>設備、備品についても同様であり、例えば、定員30人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは30人×3㎡=90㎡を確保する必要があるが、この30人に介護予防通所介護事業所の利用者も含めて通算することにより、要介護者15人、要支援者15人であっても、あるいは要介護者20人、要支援者10人の場合であっても、合計で90㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。</p> <p>要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来通りの体制を確保していれば、指定介護予防サービス等の基準も同時に満たしていると見なすことができるという趣旨である。</p> <p>なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。</p> <p><u>また、例えば、指定居宅サービスと緩和した基準による第一号訪問事業等を一体的に運営する場合には、緩和した基準による第一号訪問事業等については、区市町村がサービス内容等に応じて基準を定められるが、例えば、サービス提供責任者であれば、要介護者数で介護給付の基準を満たす必要があるので留意されたい。</u></p> <p>第3 介護サービス 11 福祉用具貸与</p>
---	--------------------	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、当該福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の配置の基準)</p> <p>第249条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに福祉用具専門相談員(令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)を規則で定める基準により置かなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者が規則で定める事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、規則で定める人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p>(管理者)</p> <p>第250条 指定福祉用具貸与事業者は、各指定福祉用具貸与事業所において指定福祉用具貸与事業所を管理する者(以下この条において「管理者」という。)を置かなければならない。</p>	<p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第64条 条例第249条第1項に規定する規則で定める基準は、常勤換算方法で、2以上とすることとする。</p> <p>2 条例第249条第2項に規定する規則で定める事業者は、次の各号に掲げるものとし、同項に規定する規則で定める人員に関する基準は、当該各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第238条第1項に規定する規則で定める基準</p> <p>二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第255条第1項に規定する規則で定める基準</p> <p>三 指定特定福祉用具販売事業者 条例第266条第1項に規定する規則で定める基準</p>	<p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 福祉用具専門相談員に関する事項(居宅条例第249条)</p> <p>① 福祉用具専門相談員の範囲については、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第4条第1項において定めるところであるが、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該福祉用具貸与に従事させることとなる者が政令第4条第1項各号に規定する者であるかを確認する必要がある。</p> <p>② また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第18条第2項各号に規定する「都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府県知事が公示するものの課程」に該当するかどうかについて疑義があるときは、当該指定の申請をするに当たって、その旨を知事に申し出るものとする。</p> <p>③ 指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で2以上とされているが、当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売の4つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2人でもって足りるものである。</p> <p>(2) 管理者(居宅条例第250条)</p> <p>訪問介護の場合と同趣旨であるため、第3の1〔訪問介護〕の1の(3)を参照されたい。</p> <p>〔第3の1〔訪問介護〕の1の(3)より〕</p>
--	---	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>2 管理者は、専ら当該指定福祉用具貸与事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p style="text-align: center;">第3節 設備に関する基準 (設備及び備品等)</p> <p>第251条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第259条第3項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合は、当該保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。</p> <p>2 前項に規定する設備及び器材は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p> <p>3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準条例第238条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第237条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第240条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たすものとみなす。</p>	<p style="text-align: center;">(設備及び器材の基準)</p> <p>第65条 条例第251条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 福祉用具(条例第248条に規定する福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の保管のために必要な設備</p> <p>イ 清潔であること。</p> <p>ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具とを区分することが可能であること。</p> <p>二 福祉用具の消毒のために必要な器材</p> <p>当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等に応じて適切な消毒効果</p>	<p>指定福祉用具貸与事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、福祉用具専門相談員である必要はないものである。</p> <p>① 当該指定福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員としての職務に従事する場合</p> <p>② 同一敷地内にある等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合は、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認めることができる。）</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業所には、利用者のプライバシー保護に配慮した適切なスペースとして、利用申込の受付、相談等に対応するための相談室または間仕切り等により設けた相談スペースを確保するものとする。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p> <p>(3) 居宅規則第65条第一号ロは、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、ついで設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいうものである。</p> <p>(4) 同条第二号に定める福祉用具の消毒のために必要な器材とは、居宅条例第259条第2項の規定による消毒の方法により消毒を行うために必要</p>
--	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>第4節 運営に関する基準 (管理者の責務) (☆条例第262条)</p> <p>第51条 管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者の管理及び指定福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第252条 指定福祉用具貸与事業者は、各指定福祉用具貸与事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の事業の実施地域（当該指定福祉用具貸与事業所が通常時に指定福祉用具貸与を提供する地域をいう。）</p>	<p>を有するものであること。</p>	<p>な器材をいう。</p> <p>3 運営に関する基準 (1) 管理者の責務 ☆ 居宅条例第51条は、指定福祉用具貸与事業所の管理者の責務を、指定福祉用具貸与事業所の従業者の管理及び指定福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者に居宅条例の第12章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p> <p>(1) 運営規程 居宅条例第252条は、指定福祉用具貸与の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、同条第一号から第六号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定福祉用具貸与事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額（第四号） 「指定福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料（1割負担又は2割負担）、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅条例第253条第3項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであるが、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式（利用期間に暦月による1月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録(居宅条例第260条第2項に規定する目録をいう。)に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。</p> <p>第3の1〔訪問介護〕の3の(2)より (③は福祉用具貸与についても同趣旨) ③ 通常の事業の実施地域（第五号） 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等</p>
---	---------------------	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>六 その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等) (☆条例第262条)</p> <p>第103条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し、適切な指定福祉用具貸与を提供することができるよう各指定福祉用具貸与事業所において、従業員の勤務体制を定めなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、各指定福祉用具貸与事業所において、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者によって指定福祉用具貸与を提供しなければならない。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない指定福祉用具貸与については、この限りでない。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意) (☆条例第262条)</p> <p>第12条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定福祉用具貸与の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の同意を得て、前項の重要事項を電子情報処理組織(指定福祉用具貸与事業者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。))と当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その</p>	<p>(電磁的方法による手続) (☆規則第67条)</p> <p>第4条 条例第12条第2項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 指定福祉用具貸与事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて条例第12条第1項に規定する重要事項(以下この条において単に「重要事項」とい</p>	<p>の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること〔略〕。</p> <p>② その他運営に関する重要事項(第六号)</p> <p>(6)①の標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。</p> <p>(2) 勤務体制の確保等 ☆</p> <p>居宅条例第103条は、利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものである〔略〕。</p> <p>第3の11の3(8)より</p> <p>②準用される居宅条例第103条第1項及び第2項については、次の点に留意すること。</p> <p>イ 指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。</p> <p>ロ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、居宅条例第259条第3項の規定に留意すること。</p> <p>(5) 内容及び手続の説明及び同意 ☆</p> <p>居宅条例第12条は、指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定福祉用具貸与事業所の運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書等の文書を交付して懇切丁寧な説明を行い、当該事業所から指定福祉用具貸与の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定福祉用具貸与事業者双方の保護の立場から書面によって確認すること。</p>
--	--	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。</p> <p>3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第2項後段の同意を得た指定福祉用具貸与事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第1項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第2項後段の同意をした場合は、この限りでない。</p>	<p>う。)を送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 指定福祉用具貸与事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（条例第12条第2項後段に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は同条第4項本文に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあつては、指定福祉用具貸与事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法</p>	
<p>(提供拒否の禁止) (☆条例第262条)</p> <p>第13条 指定福祉用具貸与事業者は、正当な理由なく、指定福祉用具貸与の提供を拒んではならない。</p>		<p>(6) 提供拒否の禁止 ☆</p> <p>居宅条例第13条は、指定福祉用具貸与事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難な場合である。</p>
<p>(サービス提供困難時の対応) (☆条例第262条)</p> <p>第14条 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定福祉用具貸与を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>		<p>(7) サービス提供困難時の対応 ☆</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、居宅条例第13条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難であると認めた場合には、居宅条例第14条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p>
<p>(受給資格等の確認) (☆条例第262条)</p> <p>第15条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有</p>		<p>(8) 受給資格等の確認 ☆</p> <p>① 居宅条例第15条第1項は、指定福祉用具貸与の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者</p>

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定福祉用具貸与を提供するよう努めなければならない。</p> <p>(要介護認定の申請に係る援助) (☆条例第262条) 第16条 指定福祉用具貸与事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握) (☆条例第262条) 第17条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者等との連携) (☆条例第262条)</p>		<p>に限られるものであることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定福祉用具貸与事業者は、これに配慮して指定福祉用具貸与を提供するよう努めるべきことを規定したものである。</p> <p>(9) 要介護認定の申請に係る援助 ☆</p> <p>① 居宅条例第16条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定福祉用具貸与の利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
---	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>第18条 <u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、<u>指定福祉用具貸与</u>の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 <u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、<u>指定福祉用具貸与</u>の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して<u>適切な相談又は助言</u>を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) (☆条例第262条)</p> <p>第19条 <u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、<u>指定福祉用具貸与</u>の提供の開始に際しては、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨の区市町村への届出等により、<u>指定福祉用具貸与</u>の提供を法定代理受領サービスの提供として受けることが可能となる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスの提供のために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) (☆条例第262条)</p> <p>第20条 <u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、居宅サービス計画(施行規則第64条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った<u>指定福祉用具貸与</u>を提供しなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画等の変更の援助) (☆条例第262条)</p> <p>第21条 <u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>		<p>(10) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ☆</p> <p>居宅条例第19条は、施行規則第64条第一号イ又はロに該当する利用者は、<u>指定福祉用具貸与</u>の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、<u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、施行規則第64条第一号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、<u>指定福祉用具貸与</u>の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(11) 居宅サービス計画等の変更の援助 ☆</p> <p>居宅条例第21条は、<u>指定福祉用具貸与</u>を法定代理受領サービスとして提供するためには当該<u>指定福祉用具貸与</u>が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、<u>指定福祉用具貸与事業者</u>は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、<u>指定福祉用具貸与事業者</u>からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定</p>
--	--	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(身分を証する書類の携行) (☆条例第262条)</p> <p>第22条 <u>指定福祉用具貸与事業者は、<u>従業者</u>に身分を証する書類を携行させ、<u>利用者</u>又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</u></p> <p>(サービスの提供の記録) (☆条例第262条)</p> <p>第23条 <u>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該指定福祉用具貸与について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しなければならない。</u></p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第253条 <u>指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払</u></p>		<p>代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(12) 身分を証する書類の携行 ☆</p> <p>居宅条例第22条は、利用者が安心して指定福祉用具貸与の提供を受けられるよう、指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の<u>従業者</u>に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、<u>利用者</u>又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定福祉用具貸与事業所の名称、当該<u>従業者</u>の氏名を記載するものとし、当該<u>従業者</u>の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p> <p>(13) サービスの提供の記録 ☆</p> <p>① 居宅条例第23条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、当該指定福祉用具貸与の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。</p> <p>なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅条例第261条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。</p> <p>(2) 利用料等の受領</p> <p><u>① 居宅条例第253条第1項は、指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割(法第50条若しくは第60条又は第69条第3項の規定の適用により保険給付の率が9割でな</u></p>
---	--	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>を受けるものとする。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>		<p><u>い場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。また、指定福祉用具貸与者は、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、指定福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、指定福祉用具貸与事業者が受領した自己のサービス提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。</u></p> <p>② 居宅条例第253条第2項及び第4項は、指定訪問介護に係る居宅条例第24条第2項及び第4項と同趣旨であるため、第3の1〔訪問介護〕の3の(14)の②及び④を参照されたい。なお、指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収することも可能とするが、この場合であっても、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはならない。</p> <p>〔第3の1〔訪問介護〕の3の(14)の②〕</p> <p>② 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。</p> <p>なお、指定福祉用具貸与のサービスとは別に、介護保険外サービス(介護保険給付の対象とならない、指定福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービス)を提供する場合には、利用者にわかりやすいように、指定福祉用具貸与事業とは別事業として分けし、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。</p> <p>イ 利用者に、当該事業が指定福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ハ 会計が指定福祉用具貸与の事業の会計と区分されていること。</p>
---	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>3 指定福祉用具貸与事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。</p> <p>(保険給付の申請に必要となる証明書の交付) (☆ 条例第262条)</p> <p>第25条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)</p> <p>第254条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。</p> <p>3 指定福祉用具貸与事業者は、提供する指定福祉</p>	<p>(利用料等の内容)</p> <p>第66条 条例第253条第3項に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 条例第252条第五号に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費</p> <p>二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p>	<p>③ 居宅条例第253条第3項は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に関し、</p> <p>イ 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費</p> <p>ロ 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> <p>については、前2項の利用料のほか、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>[第3の1〔訪問介護〕の3の(14)の④]</p> <p>④ 同条第4項は、指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>④ 同条第5項は、利用者がその負担すべき利用料を支払わずに、福祉用具を使用し続ける事態を防止するため、そのような場合には指定福祉用具貸与事業者が福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止できる旨を定めたものである。</p> <p>(15) 保険給付の請求のための証明書の交付 ☆</p> <p>居宅条例第25条は、利用者が特別区及び市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与の基本取扱方針</p> <p>居宅条例第254条第2項は、指定福祉用具貸与においては、福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性に十分留意することとしたものである。</p>
--	---	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>用具貸与の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。</p> <p>(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第255条 指定福祉用具貸与の具体的な取扱いは、第248条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>一 次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、利用者に目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、当該利用者から個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。</p> <p>二 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。</p> <p>三 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者実際に当該福祉用具を使用させることにより使用方法の指導を行うこと。</p> <p>四 利用者等からの要請等に応じ、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。</p> <p>五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合において当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるよう、また、当該利用者に係る介護支援専門員が必要に応じて随時指定福祉用具貸与の必要性を検討し、継続が必要な場合においてその理由が居宅サービス計画に記載されるよう、福祉用具専門相談員は必要な措置を講じること。</p>		<p>(4) 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針及び福祉用具貸与計画の作成</p> <p>① 居宅条例第255条は、指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。なお、同条第四号の福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。</p> <p>② 同条第三号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明するものとする。</p> <p>なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。</p> <p>③ 同条第四号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての随時の使用方法の確認及び指導・修理について規定したものであるが、特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施すること。</p> <p>④ 同条第五号は、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>また、必要に応じて随時、介護支援専門員は、同様の手続により、その必要な理由を記載した内</p>
--	--	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(福祉用具貸与計画の作成)</p> <p>第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的な指定福祉用具貸与の内容等を記載した福祉用具貸与計画(以下「福祉用具貸与計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、当該利用者が指定特定福祉用具販売を併せて利用するときは、第273条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。</p> <p>2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、当該福祉用具貸与計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。この場合においては、第1項から前項までの規定を準用する。</p>		<p>容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>⑤ 福祉用具貸与計画の作成</p> <p>イ 居宅条例第256条第1項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。</p> <p>ロ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載すること。</p> <p>なお、福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。</p> <p>ハ 福祉用具貸与計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>ニ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、福祉用具貸与計画は、居宅条例第261条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。</p> <p><u>ホ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定福祉用具貸与事業者については、第3の1〔訪問介護〕の3の(17)の⑥を準用する。この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「福祉用具貸与計画」と読み替える。</u></p>
---	--	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p><u>(研修並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)</u></p> <p>第257条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質向上のために、福祉用具に関する研修の機会を確保しなければならない。</p> <p><u>2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</u></p> <p>(福祉用具の取扱種目)</p> <p>第258条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態、その変化等に対応することができるよう、可能な限り多様な種目の福祉用具を取り扱わなければならない。</p> <p>(利用者に関する区市町村への通知) (☆条例第262条)</p> <p>第30条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者が正当な理由なく、指定福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第259条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等に応じて適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた</p>		<p>(5) <u>(研修並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)</u> (居宅条例第257条)</p> <p><u>① 居宅条例第257条第1項は、福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。</u></p> <p><u>② 同条第2項は、福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められている。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととしたものである。</u></p> <p>(18) 利用者に関する特別区及び市町村への通知☆ 居宅条例第30条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、特別区及び市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定福祉用具貸与事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から特別区及び市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p> <p>(6) 衛生管理等 (居宅条例第259条)</p> <p>① 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。</p>
---	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。</p> <p>3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等に係る契約において保管又は消毒の適切な方法による履行を担保しなければならない。</p> <p>4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>5 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第260条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認</p>		<p>なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意すること。</p> <p>② 第3項の規定により、福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者）に福祉用具を貸与する事業者を含む。以下「受託者等」という。）に行わせる指定福祉用具貸与事業者（以下この項において「指定事業者」という。）は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所に当該保管又は消毒の業務を行わせる場合にあつては、業務規定等）において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。</p> <p>イ 当該委託等の範囲</p> <p>ロ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>ハ 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という）が居宅条例第13章第4節の運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨</p> <p>ニ 指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨</p> <p>ホ 指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所用の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨</p> <p>ヘ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>ト その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>③ 指定事業者は②のハ及びホの確認の結果の記録を作成しなければならない。</p> <p>④ 指定事業者が行う②のニの指示は、文書により行われなければならない。</p> <p>⑤ 指定福祉用具貸与事業者は、居宅条例第261条第2項の規定に基づき、②のハ及びホの確認の結果の記録を2年間保存しなければならない。</p>
--	--	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。</p> <p>(秘密保持等) (☆条例第262条)</p> <p>第34条 指定福祉用具貸与事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定福祉用具貸与事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。</p> <p>(広告) (☆条例第262条)</p> <p>第35条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)(☆条例第262条)</p> <p>第36条 指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者にとって特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>		<p>(21) 秘密保持等 ☆</p> <p>① 居宅条例第34条第1項は、指定福祉用具貸与事業所の福祉用具貸与従事者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定福祉用具貸与事業者に対して、過去に当該指定福祉用具貸与事業所の福祉用具貸与従事者その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の福祉用具貸与従事者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ 同条第3項は、福祉用具貸与従事者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p> <p>(22) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆</p> <p>居宅条例第36条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものであ</p>
---	--	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(苦情処理) (☆条例第262条)</p> <p>第37条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者及びその家族からの指定福祉用具貸与に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に関し、法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。</p> <p>4 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携) (☆条例第262条)</p> <p>第38条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具</p>		<p>る。</p> <p>(23) 苦情処理 ☆</p> <p>① 居宅条例第37条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。</p> <p>② 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定福祉用具貸与事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定福祉用具貸与事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。</p> <p>また、指定福祉用具貸与事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>なお、居宅条例第261条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>③ <u>居宅条例第37条</u>第3項は、<u>法</u>上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である特別区及び市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、特別区及び市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定福祉用具貸与事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p> <p>(24) 地域との連携 ☆</p> <p>居宅条例第38条は、居宅条例第3条第2項の趣</p>
--	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>貸与の事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応) (☆条例第262条)</p> <p>第39条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。</p> <p>(会計の区分) (☆条例第262条)</p> <p>第40条 指定福祉用具貸与事業者は、各指定福祉用具貸与事業所において経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。</p>		<p>旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、特別区及び市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。</p> <p>なお、「特別区及び市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く特別区及び市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p> <p>(25) 事故発生時の対応 ☆</p> <p>居宅条例第39条は、利用者が安心して指定福祉用具貸与の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、特別区及び市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、居宅条例第261条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定福祉用具貸与事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>② 指定福祉用具貸与事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>③ 指定福祉用具貸与事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p> <p>(26) 会計の区分 ☆</p> <p>居宅条例第40条は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。</p> <p>※介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法</p>
---	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(記録の整備)</p> <p>第261条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>一 福祉用具貸与計画</p> <p>二 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録</p> <p>三 第259条第4項に規定する結果等の記録</p> <p>四 次条において準用する第30条に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第39条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第262条 第12条から第23条まで、第25条、第30条、第34条から第40条まで、第51条並びに第103条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第14条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第18条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第22条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第23条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第25条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第67条 第4条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。</p>	<p>人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日 老高発0329第1号）</p> <p>※介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日 老振発第18号）</p> <p>※指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日 老計第8号）</p> <p>(7) 記録の整備</p> <p>居宅条例第261条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。</p> <p>① 福祉用具貸与計画</p> <p>② 提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録</p> <p>③ 3の(6)の③の確認の結果の記録及び④の指示の文書</p> <p>④ 準用される居宅条例第30条に係る区市町村への通知に係る記録</p> <p>⑤ 準用される居宅条例第37条第2項に係る苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 準用される居宅条例第39条第2項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 準用</p> <p>居宅条例第262条の規定により、居宅条例第12条から第23条まで、第25条、第30条、第34条から第40条まで、第51条並びに第103条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用されるため、第3の1〔訪問介護〕の3の(5)から(13)まで、(15)、(18)及び(21)から(26)まで、第3の2〔訪問入浴介護〕の3の(1)並びに第3の6〔通所介護〕の3の(2)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 居宅条例第18条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第22条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第23条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第25条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えられるものであること。</p> <p>② 準用される居宅条例第103条第1項及び第2項については、次の点に留意すること。</p> <p>イ 指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。</p>
--	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>附 則(平成25年条例第71号) この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成26年条例第54号) この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則(平成26年条例第164号)</u> <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>附 則(平成27年条例第81号)</u> <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則(平成25年規則第26号) この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則(平成27年規則第58号)</u> <u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>ロ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、居宅条例第259条第3項の規定に留意すること。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(26福保高介第763号) この要領は、平成26年9月12日から施行する。</p> <p><u>附 則(26福保高介第1788号)</u> <u>この要領は、平成27年4月1日から施行する。</u> <u>ただし、第3の1の3の(2)②「利用料その他費用の額」における「2割負担」の規定、(14)「利用料等の受領」①における「2割」及び「8割」の規定、4の(5)「運営に関する基準」における「100分の80」の規定、第3の2の4の(4)「運営に関する基準」における「100分の80」の規定、第3の6の4の(3)「運営に関する基準」における「100分の80」の規定、第3の8の5の(4)「運営に関する基準」における「100分の80」の規定、第3の11の3の(1)①「指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額」における「2割負担」の規定、4の(2)「準用」における「100分の80」の規定は、平成27年8月1日から適用する。</u></p>
--	---	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。